旅費の精算事務の不備

<table>
<tr><th>対象受検機関</th><th>検出事項</th><th>是正を求める事項</th></tr>
<tr><td>大冠高等学校</td><td>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが２件あった。<br><br>
<table>
<tr><th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>精算日</th></tr>
<tr><td>A</td><td>東京都</td><td>令和５年７月29日<br>から同月30日まで</td><td>38,280 円</td><td>令和５年９月１日</td></tr>
<tr><td>B</td><td>東京都</td><td>令和５年７月29日<br>から同月30日まで</td><td>37,880 円</td><td>令和５年９月１日</td></tr>
</table></td><td>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。<br><br>
【地方自治法施行令】<br>（概算払）<br>第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。<br>一　旅費<br><br>
【大阪府財務規則】<br>（概算払の精算）<br>第 47 条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後 30 日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</td></tr>
<tr><td colspan="3">措置の内容</td></tr>
<tr><td colspan="3">検出事項の原因は、事務室担当者及び関係職員に、概算払旅費に関して確定後30日以内に精算しなければいけないという意識が欠けていたことにある。<br>再発防止に向けて、事務職員には関係法令の抜粋を配付、説明し、また、関係職員に対しては職員会議において注意喚起を行った。<br>今後は、関係法令に基づき、適正な事務処理を行う。</td></tr>
</table>

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月22日）